

平成 21 年 3 月 4 日
情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に
対する意見募集の結果及び再意見の募集
～次世代ネットワークに係る平成 21 年度の接続料の設定～

情報通信行政・郵政行政審議会は、平成 21 年 1 月 29 日（木）、総務大臣から「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークの接続ルールに係る接続約款の措置）」についての諮問を受けました。

これを受けて、当部会では、平成 21 年 1 月 30 日から平成 21 年 3 月 2 日までの間、本接続約款の変更案に対する意見を広く求めてきたところであり、その結果、4 件の意見が提出されました。

つきましては、提出された意見を踏まえ、平成 21 年 3 月 17 日（火）までの間、再意見を募集することとします。

1 変更の背景等

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の次世代ネットワーク（以下「NGN」といいます。）に係る以下の機能について、平成 21 年度接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものです。

- (1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能
- (2) 関門交換機接続ルーティング伝送機能
- (3) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能

2 提出された意見

意見提出者及び提出意見は、別紙 1 のとおりです。

なお、提出された意見の内容については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、総務省情報流通行政局総務課（総務省 11 階）において閲覧に供することとします。

3 再意見募集対象及び再意見提出要領等

再意見募集対象：「電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部変更案（東日本：新旧対照表（本則及び料金表）・算定根拠（網使用料）、西日本：新旧対照表（本則及び料金表）・算定根拠（網使用料）」及び「接続料と利用者料金の関係について」に対する意見

詳細については、別紙2の再意見募集要領を御覧ください。

4 今後の予定

当該変更案については、皆様から寄せられた意見及び再意見を踏まえ、調査審議を行い、総務大臣に対して答申することとしています。

【連絡先】

諮問内容等について

総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

（担当：飯村課長補佐、小杉係長）

電話：03-5253-5844

FAX：03-5253-5848

E-mail：setsuzoku@ml.soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

情報通信行政・郵政行政審議会について

情報流通行政局総務課

（担当：永利課長補佐、濱元係長）

電話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧
(次世代ネットワークに係る平成21年度の接続料の設定関係)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計4件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	H21年3月2日	フュージョン・コミュニケーションズ 株式会社	代表取締役社長	島田 亨
2	H21年3月2日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
3	H21年3月2日	KDDI株式会社	代表取締役社長	小野寺 正
4	H21年3月2日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	深田 浩仁
		イー・モバイル株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン

意見書

平成21年3月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-0004

(ふりがな) とうきょうとちよだくおおてまち ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(ふりがな) ふゆーじょん こみゆにけーしょんず かぶしきがいしや

氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく しまだ とおる

代表取締役社長 島田 亨

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年1月29日付け情郵審第11号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度は「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークの接続ルールに係る接続約款の措置）」について、意見募集の機会を頂き、厚く御礼申し上げます。

次世代ネットワーク（以下、NGNと云う）に係る接続料算定に至るまでの過程において、下記のとおり弊社意見を提出させて頂きますのでお取り計らいの程、何卒宜しくお願い申し上げます。

【総論】

接続約款認可申請されたNGNの接続料金は「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」にて整理された考え方に基いているとのことですが、相互接続事業者の視点からでは算定に用いられた数値の根拠が十分でなく原価算定等の適正性を確認できないため、これらの根拠資料の開示と適正性の検証が必要と考えます。

【各論】

1. 「需要数の算定」と「設備別取得固定資産価額」の関係について

設備投資は想定される需要数に見合った額であるべきと考えます。下表はNTT東西殿別の需要数と設備別取得固定資産価額の関係として、単位加入当たりの各設備固定資産額を比較したのですが、設備別・東西別にて確認しますとバラツキが散見されます。設備投資は、事業者毎の経営判断に依るものであることは理解しますが、運用効率の高さを検証できる情報の開示を求めます。

(需要数の算定)

単位:万契約

区分	NTT東日本		区分	NTT西日本	
	平成20年度	平成21年度		平成20年度	平成21年度
フレッツひかりネクスト	40	127	フレッツひかりネクスト	7	56
純増数		87	純増数		49

(取得固定資産価額)

単位:百万円

	NTT東日本				NTT西日本			
	平成20年度	平成21年度	(A)	(B)	平成20年度	平成21年度	(A)	(B)
収容ルータ	10,968	25,576	201.4	167.9	6,655	12,416	221.7	117.6
中継ルータ	8,127	18,508	145.7	119.3	7,185	15,064	269.0	160.8
MG	1,955	5,619	44.2	42.1	1,324	3,548	63.4	45.4
GWルータ	113	113	0.9	0.0	130	132	2.4	0.0
網終端装置(ISP)	3,927	6,121	48.2	25.2	1,023	3,586	64.0	52.3
網終端装置(VPN)	929	1,257	9.9	3.8	520	1,555	27.8	21.1
SNI収容ルータ	141	592	4.7	5.2	54	448	8.0	8.0
SIPサーバ	7,087	15,991	125.9	102.3	4,621	7,359	131.4	55.9
伝送路	14,909	35,120	276.5	232.3	8,460	17,020	303.9	174.7
OPシステム等	2,792	5,150	40.6	27.1	2,317	3,791	67.7	30.1
合計	50,948	114,047	898.0	725.3	32,289	64,919	1,159.3	665.9

(A) 平成21年度 固定資産価格÷平成21年度需要数

1万契約数当たりの取得固定資産額

(B) 平成20→21年度 固定資産価格純増額 ÷ 平成20→21年度 需要純増数

純増1万契約数当たりの純増固定資産額

2. 平成20年度におけるNGNの各設備別コスト(年経費)及び各機能別の接続料原価の情報開示

網使用料の算定根拠において、NGN設備の「設備別取得固定資産価額」は平成21年度だけでなく

平成 20 年度も示して頂いておりますが、その後のコストイング過程における「各設備別コスト(年経費)」「各機能別の接続料原価」についても、適正に原価を算定しているか比較検証していくために平成 20 年度分も開示すべきです。

3. NGNとひかり電話別トラヒックの情報開示

接続料原価についてはNGNとひかり電話別の見込額が開示されていますが、トラヒックは各々示されていません。トラヒック内訳を開示いただくことによって、申請接続料に占める大凡のNGN分とひかり電話分の構成比率を導くことで算定方法の適正性を別視点から検証でき、非常に有用であると考えております。従いまして、NGNとひかり電話別トラヒック(各年度)の情報は必須と考え公開を求めます。

以上

意見書

平成 21 年 3 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 21 年 1 月 29 日付け情郵審第 11 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 21 年 1 月 29 日付け情郵審第 11 号で公告された接続約款の変更案（以下、「本変更案」という。）に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. はじめに

国内における現在の経済不況を考慮すれば、通信事業全体の需要の拡大と発展のために、より低廉な接続料が設定される必要性が高まってきており、特に不可欠設備としての社会的インフラである東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、NTT 東日本と NTT 西日本を合わせて「NTT 東西」という。）の接続料については、出来る限りの低減化が図られるべきと考えます。そのためには、NTT 東西殿において、早期にひかり電話サービス及び NTT 東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）への移行計画等の情報を公に明示した上で、NTT 東西殿のネットワーク全体にかかるコストを考慮し、各サービスの接続料算定の在り方等を総合的に見直すための議論を早急に開始することが必要と考えます。

なお、本変更案の対象である NTT-NGN については、当該ネットワークが公衆交換電話網（PSTN）等の既存ネットワークの代替サービスとして、効率的なネットワーク構成で構築されていること等に鑑みれば、その接続料については PSTN 等の既存ネットワークにおける接続料よりも廉価なものであることが必須です。また、今後の IP 化の進展に伴い、相応の需要増が見込まれることから、当該需要に見合い、かつ、十分な客観性・透明性を確保した算定方式を採用すべきであると考えます。

また、後述するとおり、NTT-NGN 接続料については、引き続き検討すべき課題等が数多く存在することから、それらについては、別途研究会を立ち上げる等によって更に議論を深める必要があると考えます。具体的には、PSTN 接続料における長期増分費用モデル研究会と同様に、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場（以下、「NTT-NGN 接続料研究会」という。）を設けた上で、継続して議論を行うべきと考えます。

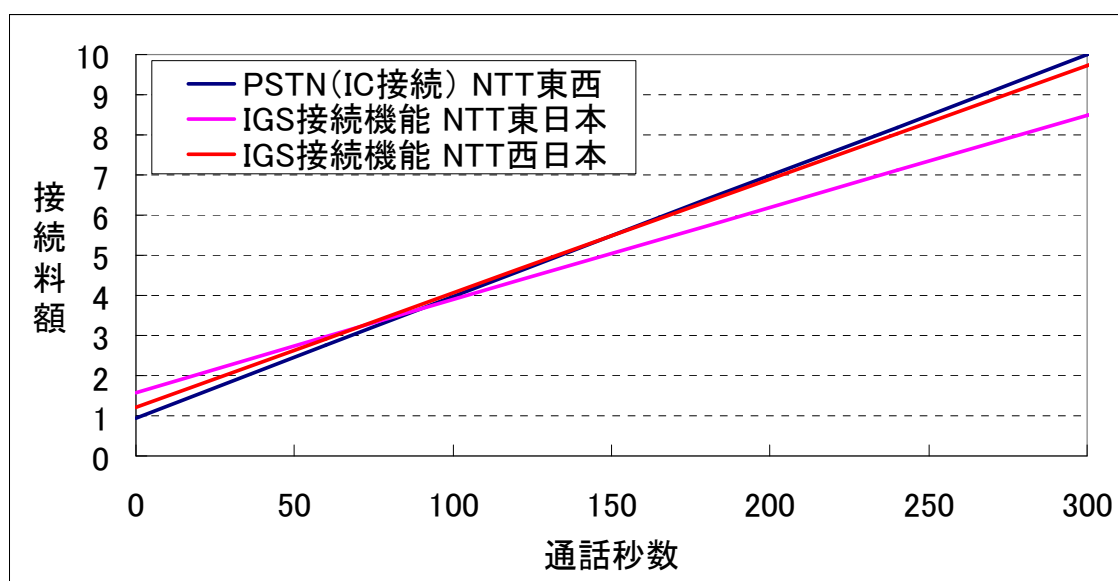
以上の考えを踏まえ、次項より、弊社意見の詳細を述べさせていただきます。

2. NGN 接続料の水準について

(1) IGS 接続機能に係るコストについて

今回認可申請がなされている IGS 接続機能に係る接続料と、現在 NTT 東西殿より認可申請がなされている長期増分費用方式に基づく接続料とを比較すると、保留時間によっては IGS 接続機能に係る接続料の方が割高となります（下記の図を参照願います）。

<図:PSTN(IC 接続)接続料と IGS 接続機能接続料との比較>



NTT-NGN が PSTN 等の既存ネットワークの代替的サービスとして効率的なネットワーク構成で構築されていること等を考慮すると、IGS 接続機能に係る接続料はより低廉であるべきであり、今回の認可にあたっては、算定の諸条件の詳細な情報開示と共に、その妥当性を検証すべきと考えます。一例を以下に記述します。

【具体例:SIP サーバの接続料原価】

次世代ネットワークに係る平成 21 年度の接続料の設定に関する NTT 東西殿の接続約款変更申請概要資料によれば、NGN 設備の取得固定資産価額は、平成 21 年度の予測契約数に基づき必要となる設備量を設定した上で算出されており、また、ひかり電話網のコスト算定においては、平成 19 年度接続会計から推計したコストに既存ひかり電話のユーザの伸び率等を考慮して予測・算定されています。

また、平成 21 年 2 月 3 日に実施された接続約款変更に係る事業者向け説明会の資料によれば、平成 21 年度末におけるひかり電話の ch 数(チャンネル数)は、NTT 東日本殿において 596 万 ch ですが、このうち NTT-NGN 収容数は 93 万 ch と推定され(NTT 西日本殿においては、517 万 ch のうち、NGN 収容数は 47 万 ch)、NGN 収容数は既存ひかり電話収容数よりも大幅に少ないと考えられます。

一方、IGS 接続機能のセットアップ料金となる SIP サーバの接続料原価(回数比例コスト)について、下記の表のとおりユーザ数の少ない NGN のほうが既存ひかり電話網に比べ大幅に高いものとなっており、詳細な情報開示とともにこの要因及びその妥当性を検証する必要があると考えます。

<表:SIP サーバの接続料原価の比較>

	NGN	既存ひかり電話網
NTT 東日本殿	5,859 百万円	2,773 百万円
NTT 西日本殿	3,113 百万円	2,176 百万円

(2) 長期の将来原価方式の採用について

NTT-NGN 接続料の算定については、平成 20 年 12 月 10 日提出の「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書案に対する弊社共意見書(以下、「報告書案に対する弊社共意見書」という。)でも述べたとおり、NTT-NGN が新規サービスであり今後需要の増加が見込まれること、接続事業者における事業の予見可能性の向上を図る必要があること、及び 1.はじめにでも述べたとおり、NTT 東西殿の接続料は出来る限りの低減化が図られるべきであること等を考慮すれば、NTT 東西殿に対して 5 年間の将来原価方式での算定を求めるべきと考えます。

3. 接続料算定の客観性・透明性の確保について

(1) 予想される設備数及びトラヒックの検証

将来原価方式の採用に当たり、予測と実績の乖離が発生しないようにするためにも、需要予測の精度を高めることが必要です。従って、今回の認可可否の検討にあたっては、NTT 東西殿より提示されている予想される設備数及びトラヒックの妥当性を検討すべきであり、加えて、今後の予測の算出については、NTT-NGN 接続料研究会の場を活用し、関係者間で十分に議論を行っていく等のプロセスを採用すべきと考えます。

(2) コストドライバの今後の在り方

コストドライバについては、客観性・透明性等の観点からは実績トラヒック比の採用が望ましく、まずは NTT-NGN 接続料研究会において将来の採用可能性について引き続き検討を行うべきです。その上で、平成 20 年 12 月 25 日公表の「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について 報告書」において、本来は想定トラヒック比が望ましいところ暫定的にポート容量比による費用配賦を認めることが適当、とされていることを踏まえると、実績トラヒックが採用可能となるまでの期間における当面の次善の策として、想定トラヒック比の早期適用を目指すべきと考えます。

(3) 帯域等換算係数及び QoS の加味の適正性

帯域等換算係数は、利用者料金とコストのバランスや適正性等の観点において許容し難い乖離等の存在があり、公正競争確保の観点から問題がある場合にはじめて導入が検討されるべきものです。今回の補正により、映像系サービスやテレビ電話等に係る費用が、従来の電話に置き換えられ得る基本的サービスであるひかり電話の費用に片寄せされることがあつてはならず、今回の認可にあたっては、まずは帯域等換算係数を用いずに算定した場合のコスト配賦の結果及び接続料水準を公表の上、当該係数の採用の妥当性を検討すべきです。

報告書案に対する弊社共意見書で述べたとおり、帯域等換算係数や QoS の効果の考え方については、ネットワーク設備をどのような方針に基づき補強するか等の条件に左右される等、非常に複雑な問題であることから、これらの要素をどのように考慮すべきかについては、NTT-NGN 接続料研究会において議論を深めることが必要と考えます。

以上

意見書

平成 21 年 3 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年1月29日付け情郵審第11号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

今回申請された平成21年度のNGNの接続料算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」の結論に基づいて行われたものと理解しております。

なお、平成22年度以降の接続料については、平成20年度終了後に作成・公表される接続会計のデータを用いて改めて算定されるものですが、平成21年度の接続料と大きな乖離が生じた場合には利用者に対して大きな不利益を与える可能性もあることから、プライシング等の考え方については、引き続き検討することが必要であると考えます。

また、NGNは発展段階にあり、技術の進展等に伴って算定方法の見直しや、接続会計に基づいた接続料算定を行う機能の追加が必要となる可能性があります。

NGNはボトルネック設備と一体で構築された第一種指定電気通信設備であることから、予め相互接続を前提として構築されることが適当です。その際、多数の事業者が利用することが想定される機能については、公正競争を促進する観点から適時・適切にアンバンドルを行い、当該機能がインターネット接続機能のようにNGNが本来有しておくべきものである場合には、接続費用についても、ネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用として整理すべきです。特に、イーサネット機能については、「平成22年度から接続料を設定することが適当」との見解が示されているところであり、NTT東・西はスケジュールに従って適切に接続料を設定する必要があります。

以上

意見書

平成 21 年 3 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふかだ こうじ
代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 21 年 1 月 29 日付け情郵審第 11 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

NGNに係る平成 21 年度の接続料の設定における接続約款の変更案に対し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。弊社意見を下記の通り申し述べさせていただきます。

【弊社意見】

・平成 21 年度接続料のアンバンドル機能別費用算定上のコストドライバについては、暫定ドライバとして、ポート容量比が採用されていますが、より適正な接続料の算定及び費用配賦の基本的な考え方である活動基準原価帰属（ABC）を早期に実現すべく、トラフィック等のアクティビティに着目したドライバを平成 22 年度適用の接続料から採用できるよう今後も引き続きの検討が必要であると考えます。

・今回、QoS換算係数が設定されており、QoSの差異によって通信サービスの品質が異なりネットワークへの負荷の程度や最終利用者へのサービスの提供条件にも差異が発生することを踏まえれば非常に有意義なことであると考えますが、その設定内容の適正性について今後も検証が必要であると考えます。また、適正性の検証については帯域等換算係数においても同様に必要と考えます。

以上

再意見公募要領

1 再意見公募対象

「電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部変更案」及び「接続料と利用者料金との関係について」

2 資料入手方法

再意見公募対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)に掲載するほか、総務省情報流通行政局総務課（総務省11階）にて閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

再意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報流通行政局総務課審議会係 あて

併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク : 3.5インチ、2HD

光ディスク : コンパクトディスク

光磁気ディスク : MOディスク

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A Xを利用する場合

F A X 番号： 0 3 - 5 2 5 3 - 5 7 1 4

総務省情報流通行政局総務課審議会係 あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： setsuzoku@ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局総務課審議会係 あて（件名には「平成 21 年度の N G N 接続料等に係る接続約款変更案に対する再意見」と記入願います。）

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 W o r d ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5 MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成 2 1 年 3 月 1 7 日（火）午後 5 時（必着）（郵送の場合も、平成 2 1 年 3 月 1 7 日（火）必着とします。）

5 留意事項

意見が 1 0 0 0 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見公募案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局料金サービス課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

別紙様式

再意見書

平成 年 月 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年1月29日付け情郵審第11号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。